

# 事務局規程

## （目的）

第1条 この規程は、株式会社CNC（以下、「当社」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務の適正な運営を図ることを目的とする。

## （事務局）

第2条 事務局にはコンプライアンス・審査・管理・監査の部署を置く。事務局は当社のコーポレートが担当する。

2 各部署の分掌は、別紙の「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制」に定める。

## （社員等）

第3条 当社には、次に掲げる社員を置く。

(1) 代表取締役

(2) 取締役

(3) 執行役員

(4) マネージャー

2 代表取締役は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて社員の職務を設けることができる。

## （社員の職務）

第4条 当社の社員の職務は次のとおりとする

(1) 代表取締役は、事務局の事務を統括する。

(2) 執行役員は、代表取締役の命を受けて、各部署の業務を統括する。

(3) 各部署の専任職は、執行役員の命を受けて、各部の業務に従事する。執行役員が空席の部署は、代表取締役・取締役が執行役員の職も兼ねる。

## （社員の任命及び職務の指定）

第5条 社員の任免は、代表取締役が行う。

2 社員の職務は、代表取締役が指定する。

## （事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が立案し、各部署の執行役員及び取締役の決裁を受けて実施する。

## （代理決裁）

第7条 代表取締役、執行役員が不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定するものが決裁することができる。

第8条 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

## （規格外の対応）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表取締役が取締役会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則 この規程は、2024年1月10日より施行する。